

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2020年 第2回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2020年 第2回 一部改正

2020年9月30日 規則 第90号/達 第48号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年9月24日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2020年 第2回 一部改正

2020年9月30日 規則 第90号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年9月24日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年9月30日 規則 第90号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 を次のように改める。

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類等*

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類等を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあっては、該当するものにとどめることができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

((a)及び(b)は省略)

(c) 機関パラメータ記録簿又は所定の電子記録簿（8 編 2.1 が適用されるディーゼル機関の場合）

((d)及び(e)は省略)

(f) 航海日誌又は所定の電子記録簿（8 編 2.1.4 又は 8 編 2.2.1-1.が適用される場合）

((g)から(k)は省略)

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.1 適用等

1.1.2 用語（附属書 I 第 1 規則関連）*

(8)として次の 1 号を加える。

本編で使用する用語は、次に掲げるところによる。

((1)から(7)は省略)

(8) 「電子記録簿」とは、本編の規定により要求される排出、移送及びその他の作業に関する必要な記入事項を、ハードコピーの記録簿に代えて、電磁的記録として記録するために使用される主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう。

1.2 一般

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 油記録簿（附属書 I 第 17 規則及び第 36 規則関連）*

油タンカー以外の総トン数 400 トン以上の船舶及び総トン数 150 トン以上の油タンカーには、次に掲げる事項等を記載する油記録簿を備えなければならない。当該油記録簿は、公式の航海日誌の一部、IMO の指針を参考に主管庁が承認した電子記録簿又は他の様態で、附属書 I の付録 III に定める様式によらなければならない。

((1)及び(2)は省略)

4 編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための 構造及び設備

1 章 通則

1.2 定義

1.2.1 用語(附属書 II 第 1 規則関連)

(14)として次の 1 号を加える。

本編で使用する用語は、次に掲げるものとする。

((1)から(13)は省略)

(14) 「電子記録簿」とは、本編の規定により要求される排出、移送及びその他の作業に関する必要な記入事項を、ハードコピーの記録簿に代えて、電磁的記録として記録するために使用される主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう。

2 章 構造及び設備

2.2 構造及び設備の設置要件

2.2.1 有害液体物質排出防止設備*

-6.を次のように改める。

-6. 船舶には、貨物の積込み、船内における移送及び取卸し、貨物タンクの洗浄及び予備洗浄並びに洗浄水の排出、貨物タンクへのバラストの漲水及び排出等を記録する貨物記録簿を備えなければならない。当該貨物記録簿は、公式の航海日誌の一部、IMO の指針を参考に主管庁が承認した電子記録簿又は他の様態で、附属書 II の付録 II に定める様式によらなければならない。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(23)及び(24)として次の 2 号を加える。

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

((1)から(22)は省略)

(23) 「電子記録簿」とは，本編の規定により要求される排出，移送及びその他の作業に関する必要な記入事項を，ハードコピーの記録簿に代えて，電磁的記録として記録するために使用される主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう。

(24) 「機関パラメータ電子記録簿」とは，本編の規定により要求される必要な記入事項を，ハードコピーの記録簿に代えて，電磁的記録として記録するために使用される主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう。

1.2 一般要件

1.2.1 オゾン層破壊物質（附属書 VI 第 12 規則関連）*

-6.を次のように改める。

-6. 前-5.に規定する船舶の内，オゾン層破壊物質が補充される可能性のある設備を有する船舶には，次の(1)から(4)に示す事項をその都度遅滞なく質量とともに記録するためのオゾン層破壊物質記録簿を備えなければならない。ただし，当該オゾン層破壊物質記録簿は，既存の航海日誌の一部又は主管庁が承認した電子記録簿とすることができる。

- (1) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充填
- (2) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の放出
- (3) オゾン層破壊物質を含む設備からのオゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載
- (4) 事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿*

-2.を次のように改める。

-2. 機関パラメータ記録簿

ディーゼル機関には、原動機取扱手引書の承認後に行われた調整、改造及びディーゼル機関の構成部品の交換を含む窒素酸化物放出量に影響を及ぼす可能性のあるすべての変更が記録された機関パラメータ記録簿又は機関パラメータ電子記録簿を備えなければならない。

2.1.4 を次のように改める。

2.1.4 窒素酸化物放出規制に関する情報の記録*

2.1.2-1.(1)(c)が適用されるディーゼル機関を搭載する船舶にあっては、2次規制及び3次規制について又は2次規制についてのみ認証された各ディーゼル機関について、次の(1)から(3)に掲げる時点における適用規制（2次規制又は3次規制）、各ディーゼル機関の作動/停止状態、日付、時刻及び船舶の位置を記録した主管庁の指定する航海日誌又は電子記録簿を船上に備え置かなければならない。

((1)から(3)は省略)

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（附属書 VI 第 14 規則関連）*

-1.を次のように改める。

-1. 1.2.2-2.に適合するために2以上の燃料油を使用し、硫黄酸化物放出規制海域を出入りする船舶にあっては、当該放出規制海域に入る前に、燃料油供給装置が、1.2.2-2.の制限値を超える硫黄の質量濃度の燃料を完全に供給し尽くす十分な時間をとるための燃料油変更作業手引書を備え付けなければならない。また、次の(1)及び(2)における日付、時刻、船舶の位置及び1.2.2-2.の要件に適合する燃料油を積載する各タンク内の残量を記録した主管庁の指定する航海日誌又は電子記録簿を船上に備え置かなければならない。

((1)及び(2)は省略)

附 則

1. この規則は、2020年10月1日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2020年 第2回 一部改正

2020年9月30日 達 第48号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年9月30日 達 第48号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(1) 船舶間貨物油積替作業手引書

(省略)

~~3.~~(2) 規制適合手法

(省略)

~~4.~~(3) 二酸化炭素放出抑制航行手引書

(~~a~~) (省略)

(~~b~~) (省略)

~~5.~~(4) 復原性計算機

(省略)

~~6.~~(5) 油性残留物（スラッジ）タンクの配管

(省略)

~~7.~~(6) 汚水による汚染の防止のための設備

(省略)

(7) オゾン層破壊物質

IMO 決議 MEPC.176(58)にいう「電子記録装置」が設置される船舶にあつては、2020年10月1日以降の最初の定期検査の時期又は、2025年10月1日のいずれか早い日までに、規則 8 編 1.2-6.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.2 として次の 1 条を加える。

1.2.2 油記録簿

規則 3 編 1.2.2 にいう「IMO の指針」とは、“Guidelines for the Use of Electronic Record Books under MARPOL (IMO Res. MEPC.312(74))”をいう。

4 編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための 構造及び設備

2 章 構造及び設備

2.2 構造及び設備の設置要件

2.2.1 有害液体物質排出防止設備

-2.を次のように改める。

-2. 規則 4 編 2.2.1-6.に規定する貨物記録簿については、~~附属書 II の付録 2 の様式を参照すること~~にいう「IMO の指針」とは、“Guidelines for the Use of Electronic Record Books under MARPOL (IMO Res. MEPC.312(74))”をいう。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.2 一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 オゾン層破壊物質（附属書 VI 第 12 規則関連）

- 1. 規則 8 編 1.2.1 によりオゾン層破壊物質の搭載が認められる船舶であっても、鋼船規則 R 編 10.4.1-3.に適合すること。
- 2. 規則 8 編 1.2.1-6.の適用上、オゾン層破壊物質記録簿として使用する電子記録簿は、IMO 決議 MEPC.312(74)によること。

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 8 編 2.1.3-2.の適用上,機関パラメータ記録簿として使用する電子記録簿は,IMO 決議 MEPC.312(74)によること。

2.1.4 として次の 1 条を加える。

2.1.4 窒素酸化物放出規制に関する情報の記録

規則 8 編 2.1.4 の適用上,電子記録簿は,IMO 決議 MEPC.312(74)によること。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（附属書 VI 第 14 規則関連）

-1. 規則 8 編 2.2.1-1.にいう「燃料油変更作業手引書」には,次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。

(1) 燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項

(2) 燃料油に係るディーゼル機関,ボイラ,補機及び管装置の構造に関する事項

-2. 規則 8 編 2.2.1-1 の適用上,電子記録簿は,IMO 決議 MEPC.312(74)によること。

附 則

1. この達は,2020 年 10 月 1 日から施行する。